

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷二十二第

行發日一月二年五十大

論叢

國際課税の主義論争……………法學博士 神戸 正雄

單一税の實現性……………法學士 汐見 三郎

純正現象學の方法論及び問題論……………文學博士 米田庄太郎

萬民經濟交通の發展……………法學士 作田 莊一

時論

勞働爭議調停法案に就て……………法學博士 河田 嗣郎

說苑

露國金融制度の變遷……………經濟學士 谷口 吉彦

スミスの植民地觀に關して……………法學博士 山本美越乃

再び矢内原教授に應ふ……………

雜錄

神社救貧制度の一例……………經濟學士 黒 正 巖

法令

營利職業紹介所事業規則

(禁轉載)

單一税の實現性

沙 見 三 郎

第一 單一税の意義

租税の體系を樹つるに當り、課税物件を單數に定むべきや複數に採るべきやにより、單一税論と複税論との二つの區別を生ずるのである。この課税物件の單複の問題は財政學上非常に重要にして、租税史を一面より見れば單一税論と複税論との争なりとも考へる事が出来る程である。財政需要の必要に應じて多數の租税を案出する、更に、多數の租税が無秩序に存在する事は徒に弊害を増すが故に、之にかゆるに一の完全なる租税を以てせんとする、然るに一見理想的なるが如き租税も單獨に存在してゐては租税本來の機能を發揮し得ず茲に多くの新税を必要とする。かくて單一税論と複税論とは循環して起り其争は絶ゆる事がないのである。

單一税は、其課税物件の内容により、更に單一地租、單一消費税、單一資本税、單一所得税等に分れるのである。就中有名なるものは單一所得税と單一地租との二つである。

單一地租論は夙にフキジオクラット學派によつて唱へられたのであつた。其後 Isaac Sherman 及び Henry George (Progress and Poverty) が、各々全く異つた見地から、單一土地價格稅論を主張してゐるのである。現に Seligman の如きは、單一稅論を論ずるに當り専ら單一土地價格稅論を扱つてゐる様である。

單一所得稅論は、専ら左黨によりて唱へらるゝ重要な主張である、²⁾ 獨逸について見るに、社會民主黨の最初の綱領たるアイゼナツハ綱領(一八六九年)、マルクス派とラツサル派との聯合せし際のゴータ綱領(一八七五年)、正統學派の主張を説きしエルフルト綱領(一八九一年)、更、獨立社會民主黨の實行綱領(一九一九年)は單一所得稅論を主張してゐるのである。曰く

アイゼナツハ綱領「あらゆる間接稅を破棄して單一累進所得稅及び相續稅を起すべし」

ゴータ綱領「現行の租稅殊に一般民衆の負擔となる間接稅を廢し、之に代ゆるに單一累進所得稅を國稅及び地方稅として採用すべし」

エルフルト綱領「公共經費にして租稅にて支辨すべきものは、累進的の所得稅及び財産稅により支拂ふべし。同時に申告の義務を必要とす。尙これを補ふに、相續財産の大小及び相續關係の親疎に基き累進する相續稅を以てすべし。あらゆる間接稅及び關稅を廢すると共に、少數富豪の利益の爲めに、一般民衆を犠牲とするが如き凡ての經濟政策的施設を破棄すべし」

獨立社會民主黨の實行綱領「社會主義的租稅政策を實行すべし。公共經費にして租稅にて支辨すべきものは、累進的の所得稅、財産稅及び相續稅により支拂ふべし。あらゆる間接稅及び關稅を廢すると共に、少數有産者の利益の爲めに無産者を犠牲とするが如き凡ての經濟政策的施設を破棄すべし」

1) Seligman: Essays in Taxation p. 66-68.

2) Lotz: Finanzwissenschaft S. 255.

3) Salomon: Die Deutschen Parteiprogramme I. S. 88.

4) Ebenda II. S. 25. 5) Ebenda II. S. 70. 6) Ebenda III. S. 15.

勿論此等の綱領は、嚴格なる意味に於ける單一所得稅論を主張するのではなく、所得稅の他に財產稅相續稅を併用すべきを説いてゐる。然し、間接稅を廢し單一累進所得稅を中心としてゐる點よりして、Lutz に從ひ、左黨の主張を單一稅論の一種として考へる事も決して不自然でない。

複稅論の辯護者は租稅に於ける補完作用⁷⁾を高調するものであつて、それは實際上は正しいのである。然し純理上より云へば、不完全なるものを多く堆積した所で必ずしも補完が出来る譯のものでなく或は逆に不完全を強める事になるかも知れない。もし租稅の最高原則を満足せしむるが如き理想的の課稅物件を發見する事が出来れば、その租稅一本槍で進む事が最も望ましいのである。然し、租稅の最高原則にかなふと云ふのは、單に學者の頭の中の事ではなくして實際社會に於ける問題である。従つて、單一稅論と複稅論との争は、單なる概念の遊戲で解決すべきでなく、實現の可能性如何と云ふ點に重きを置かねばならぬ。

これは第十八世紀末に南獨の村落に於て行はれたる實驗である。啓蒙時代の名君カルル、フリードリッヒ、フォン、バーデン侯はフキジオクラット學派の第一人者 Schlettwein を聘してその租稅學說たる單一地租論を其領内に實行せしめたのであつた。フキジオクラット學說は當時に於ける最新經濟學說であり、従つて其學派の唱ふる單一地租論は當時に於て最も進歩せる財政理論であつた。バーデン侯は單一地租論こそ國及び民を救ふ唯一の政策なりと信じ、先づ領内の三ヶ

7) 神戸博士：租稅に於ける補完作用(租稅研究第三卷 1-29頁)

所にて之を試み、其成功をまつて全バーデンに單一地租の制度を施行せんとしたのである。勿論この試みは百五十年程昔に南獨の一部に小規模に行はれたる實例に過ぎないから、その成否を以て直に單一税を云々する事は出来ない。然し實際制度としての單一税は思索としての單一税論よりも遙に貴いのであるから、この事實は租税史上に於て注目すべき實例の一に數へられてゐる。已に Emminghaus の特別研究⁸⁾あり、Oncken 及び Roscher⁹⁾も經濟學史中に紹介し、更に Schlettwein の所説は Diehl¹⁰⁾の經濟教科書中に収録せられてゐるのである。

思想及び時代の背景は違つてゐるが、單一税論は現代に於ても強く主張せられてゐる。而して單一税に就てはその實現の可能性の點を特に顧慮せねばならぬ。この意味よりしてバーデン侯が Schlettwein をして單一税を實驗せしめし歴史は是非其之を研究せねばならぬ。この實驗の根柢をなすものは Schlettwein の租税學説であつた。先づ彼の學説より研究を始めねばならぬ。

第一 Schlettwein の單一税論

Johann August Schlettwein (一七三二——一八〇二年)は Weimar に生れ、Jena にて法律學及び官房學を學び、一七六三年聘せられて Karlsruhe に來りバーデン侯に仕へたのである。Rentkammer 2 Kammer- und Polizeirat として約十年間活躍し、異郷人排斥の空氣の中にありて、改革者

8) Carl Friedrichs von Baden physiokratische Verbindungen, Bestrebungen und Versuche, ein Beitrag zur Geschichte des Physiokratismus (Jahrbücher für N. u. S., 1872 S. 1-63. 9) Geschichte der Nationalökonomie S. 410-412. 10) Geschichte der Nationalökonomie S. 484-486, 488-492. 11) Grundsätze der Besteuerung S. 39-75.

にして、農民が土地を利用する爲めには必ず使用せねばならぬ支出である。故にもし、この生産的支出の一部分を租税により奪ふ時は、自然の富の生産を弱め、生産物の増加を妨げ、遂には凡ての階級の人の生活を脅す結果となるのである。同様に、消費的支出に課税する事も弊害を齎すのである。蓋し消費的支出なるものは自然的生産物の購入、加工、消費にむけられるものであるから、是に課税する事は、自然的に増加する生産物の消費を妨げひいては生産的支出の増大及び再生産の擴張を阻止する事になるのである。これ生産的支出及び消費的支出に課税すべからずと云ふ所以である。

然らば何に課税すべきか、租税の直接の源たり得るものは土地の純收獲あるのみである。凡そ租税なるものは、動産の一部分を以て支拂はれねばならぬ。一國に於て動産として利用し得べきものに支出と生産との二つがある。支出に課税せば國を減ばす結果を來す事は上述の如くである。従つて問題は生産に限局せられる。生産は更に分れて土地の純收獲即ち生産の總額より必要経費を控除したる殘額と生産總額との二種となる。もし生産總額に課税すとせば、投資を奪ひ支出を減じ遂には再生産を弱める結果となるのである。然るに純收獲に課税するとせば、凡ての生産的支出は何等の損害を受くる事なく、再生産は毎年繰り返へされ、自然的秩序の示すが儘に萬事順調に違ふのである。土地の純收獲に單一税を課するのが唯一の最良方法である。

この土地の純收獲より直接に徴收する租税は一國の凡ての階級に普遍的に及び、男女、老幼、其職業を問はないのである。土地の純收獲より徴收すると云へば農民のみが單一地租を負擔する様であるが、實は然らず、一國の凡ての人が、考へ得る限りの完全なる割合にて、此租税を負擔する事となるのである。

自然の秩序に基く此租税組織を非難して、農民のみが租税を負擔し手工業者及び其他の階級は何等干與しない不公平のものであると云ふ人がある。然し自然の秩序に基く制度がかゝる不都合を生ずる譯はない。繰返へして云ふ、この單一税は土地の純收獲より徴收せられるのである。而して土地の純收獲には、形式こそ異れ、一國の凡ての人が關係してゐる。消費的支出によつて土地の純收獲に關係せざる人なく、特に農民は生産的支出を通じても關係してゐる。従つて土地の純收獲を目的とする單一税は決して不公平のものではない。

財政學者は常に理想的租税を求めてゐたのである。專斷の分子を含まず、土地の富を消費する人に公平なる割合にて課し、眞の富を決して弱めず、何人にも苦痛を與へず、徴收の簡便なる理想的租税は、實は土地の純收獲に課する租税であつた。第一に此租税では土地の利潤が目標となるから、課税標準が確實にして專斷の分子が少ない。第二に生産物の消費者の純收獲に對する關係は其消費の大きさによつて現はれるから、苟も土地の富を利用する限り、凡ての人は此租税を負擔

すべく、しかも其納税額の割合は其利用の大小に應じて定まるのである。第三に此租税は富の再生産の繼續を妨げないから、結局眞の富の源は害せられないで濟むのである。第四に此租税の目的とする所は必要経費を控除したる生産の剩餘であるから、是を徴收するも何等の苦痛をも與へない。第五に徴税の簡便をあげる事が出来る。例へば田地、牧場、葡萄園、山林等を所有してゐる人には、其所有地の種類に應じて土地一 Morgen 當りの税額が定められ、凡ての税額を合計する事によつて其人の納税總額が決定せられるのである。次表の如くである。

| 所有地の種類 | 所有地の面積 | | | Morgen 當り納税額 | | 全納税額 |
|--------|--------|---------|--------|--------------|-----|-----------------|
| | Morgen | Viertel | Ruthen | A. | Kr. | |
| 田地 一等地 | 二 | 二 | 一 | 三 | 一 | 七 三〇 |
| 二等地 | 四 | 一 | 二〇 | 二 | 一 | 八 四五 |
| 三等地 | 八 | 三 | 一〇 | 一 | 一 | 八 四八 三/四 |
| 牧場 一等地 | 一 | 二 | 三〇 | 四 | 一 | 六 四五 |
| 二等地 | 二 | 三 | 八 | 二 | 三〇 | 七 三〇 |
| 葡萄園 | 一 | 二 | 一 | 五 | 一 | 七 三〇 |
| 果樹園 | 一 | 三 | 一 | 四 | 一 | 三 一 |
| 菜園 | 一 | 二 | 二〇 | 四 | 一 | 二 三〇 |
| 山林 | 一 | 一 | 一 | 四 | 五 | 一 四五 |
| 二四 | 一 | 八 | 一 | 一 | 一 | 五二 三三 三/四 |

此表を一度定むれば、再び手を加へる必要なく、只六年目か九年目かに等級を修正すればよい譯である。従つて此租税によれば租税の遁脱の起り様がなく、又政府も遁脱に對する方策を講ずるを必要としないのである。要するに土地の純收獲に課する租税のみが理想的の租税である。

歐洲各國では多くの租税が雜然として行はれてゐる。消費税に於ては、國內消費税、飲料税、陸上水上關稅、營業税をあぐべく、生産的支出に課する税としては、人頭税、家屋税、動産税、相續税を數へる事が出来る。然し此等の租税は土地の純收獲に課する税とは似もつかぬものであつて、結局は民を貧くし國を危くするものである。

從來の複税制度なるものは、人が自然生産物を利用せんとするを妨げ、凡ての貨物の價格を異常に騰貴せしめ、土地の利用及び眞の富の獲得に必要缺くべからざる手段を弱め、一國の人民に混亂と壓迫とを加へるのである。更に複税制度は國方に相應せざる課税をなし、國家の收入の源を破壊し、徵税に冗費を伴ふの止むなきに至らしむるのである。

單一地租は之に反し種々の長所を有してゐる。此租税は土地の眞の收益より徵收せられるのである。従つて眞の富の生産をも消費をも妨げる事がない、而して各人をしてその有する有形無形の財を充分に利用せしめる。更に貨物の生産消費が増加せば、此租税は自ら增收せられ、而も徵税には何等の冗費を必要としないのである。

× × × × ×

理論はしかく明快である。「土地に即する農業のみが、嚴格なる意味に於ける生産を行ふのである。従つて生産の根源たる土地の純收獲に課税せば、爾餘の凡ての職業に従事する人も自ら租税を負担する結果となるのである。かの生産總額に課税し、生産的支出消費的支出に課税する複税制度は自然の秩序に反し國を滅ぼすのである。採用すべきは、租税の最高原則の凡てを満足せしむる單一税即ち土地の純收獲に課する租税である」と。

當時の文化はパリを中心として發達し、従つてパリーの産物たるフキジオクラットの單一税學説は、獨逸國內に於て多くの共鳴者を得たのであつた。然し、その多くは講壇の人なるに止まり (Mauvillon, Dohm の如き)、¹²⁾ 實行家としては僅に Schlettwein を數ふるのみである。「土地の純收獲」と云ひ、「自然の秩序」と云ひ、彼は純然たるフキジオクラットの信奉者であるが、彼が佛蘭西の何人より影響を受けしかに就ては文献の徵すべきものがない。この Schlettwein の學説がバーデン侯の下に如何に實現せられたか、項を新たにして述べよう。

第三 バーデン侯の實驗

專制政治を分つて confessioneller Absolutismus, höfischer Absolutismus, aufgeklärter Absolutismus

12) Oncken : a. a. O. S. 412-413.

の三にする人がある。専制政治の第三期即ち啓蒙期に於ける専制政治なるものは重要な歴史的
一階段であつて、これが缺けてゐた事が佛蘭西大革命の原因の一なりとせられてゐる程である。¹³⁾

Markgraf Karl Friedrich von Baden (一七三八一—一八一二年)は、恰も啓蒙期に於ける典型的君主
の一人である。

バーデン侯は幼にして瑞西、和蘭、佛蘭西、英國を旅行し其見聞を廣めたのであるが、經濟學
特にフキジオクラットの學說には特に興味を有してゐた。彼とフキジオクラットの學者との間の
交通の一例として Mirabeau, Dupont の名があげられてゐるが、其最初の人は Schlettwein である。
彼自身としては Table raisonnée des principes de l'économie politique (Karlsruhe 1773) の著述があ
る。然しバーデン侯は單なる學問研究では満足出来なかつたのである。單一税を輸入する事によ
つて、其領内に「自然的秩序」を實現せんとしたのであつた。

單一税の實驗所としてバーデン侯の擇んだのは、Forzheim 地方の Dietingen, Hochberg 地方
の Bahlingen 及び Theiningen である。十九世紀末の統計によると、人口は Dietingen 千六百人
(十八世紀末には千人)、Bahlingen 二千三百人、Theiningen 千四百人にして何れも小村落である。
何故特に此三村落を選んだかに就ては諸説がある。Dietingen を選んだのは、此村落には山林、
葡萄園、田地、牧場、荒蕪地等あらゆる種類の耕地があるのと、且つ其位置がバーデンの首府

13) Roscher: a. a. O. S. 38r.

Karlruhe より約四時間云々、實驗には好適の所にある爲めであつた。Balingen, Theningen の方は、自然に恵まれてゐながら一向發展せず負債のみ増加して悲しむべき財政状態にあつた云ふのが、選定の理由であらう。

× × × ×

先づ Diebingen について述べる。一七六九年の夏バーデン侯は Schlettwein を派遣して此村の事情を調査せしめた。Schlettwein は、當時 Diebingen に於て各種の租税が亂雜に行はれてゐたのを全部整理して、代ゆるに「土地の純收穫」に課する單一税を以てせんとしたのである。

(註一) 大體次の如き租税が行はれてゐた様である。die Schatzung von Fahmiss und Gewerb, der Pfundzoll und Accis, das Rauchhühnengeld, das Rekognitionsgeld vom Spielsich und vom Gastgeber, der Bürgerpfundzoll, das Einschreibegeld von Geborenen und Gestorbenen, das Taubenfluggeld, die Tax der fremden Handwerksleute, die Auflage auf den Taback- und Eisenhandel, die Schatzung von Häusern, Kopfschätzung, das Ohnngeld, der Landzoll, Stempelpapiergelder, 等¹⁾

單一地租を實施するに際し最も重要な問題は、「土地の純收穫」を如何に算定すべきやである。Schlettwein は土地を分つて、田地、牧場、葡萄園、草園、菜園、山林とし、更に田地は三級に牧場は二級に分ち、それぞれ純收穫を計算したのであつた。「土地の純收穫」とは、土地の總收穫より必要經費(土地投資、機具投資、毎年投資)を控除したる殘額であつて、その二〇%を租税

14) Emminghaus: a. a. O. S. 41.

として徴収したのである。當時の Dietlingen に於ける土地の状態、純收穫及び單一税額は次の表により明かとなる。¹⁵⁾

| 所有地の種類 | 私有地及び公有地の面積 | | | Morgen 當り課税額 | | 全課税額 | |
|--------|-------------|---------|-----------|--------------|-----|------|-----------|
| | Morgen | Viertel | Ruhen | fl. | kr. | fl. | kr. |
| 田地一等地 | 九〇 | 二 | 三八 Ⅲ/Ⅷ | 二 | 一 | 一八一 | 二八 Ⅲ/Ⅳ |
| 二等地 | 三三五 | 二 | 八 Ⅴ/Ⅷ | 一 | 一 | 三三五 | Ⅲ Ⅲ/Ⅳ |
| 三等地 | 七一一 | 二 | 七 Ⅶ/Ⅷ | 一 | 四八 | 五七四 | 二 Ⅲ/Ⅷ |
| 牧場一等地 | 六七 | 一 | 一七 Ⅲ/Ⅳ | 三 | 一 | 二〇一 | 二〇 |
| 二等地 | 八五 | 一 | 二一 | 二 | 三〇 | 二二三 | 二七 Ⅰ/Ⅳ |
| 葡萄園 | 一九八 | 二 | 三三 Ⅰ/Ⅳ | 三 | 一 | 五九六 | 七 Ⅰ/Ⅳ |
| 園 | 二九 | 二 | 五 Ⅲ/Ⅳ | 三 | 一 | 八八 | 三六 Ⅰ/Ⅱ |
| 菜園 | 二 | 一 | 三 Ⅰ/Ⅷ | 三 | 一 | 七 | 二〇 Ⅲ/Ⅳ |
| 山林 | 八五〇 | 一 | 一 | 一 | 三 | 四二 | 三〇 |
| | 二三七七 | 一 | 四 Ⅰ/Ⅱ | | | 二三四〇 | 二六 Ⅰ/Ⅳ |

即ち二千四百 Morgen の土地より二千二百 Gulden の單一地租を収めたのである。實施に際して多少の修正が加へられたが、大體に於て Schlettwein の著述に示されてゐるのと吻合してゐる。¹⁶⁾

一七七〇年八月にバーデン侯は熱烈なる布告を發表し住民の歡呼の中に新施設に進んだのであ

15) Emminghaus: a. a. O. S. 31-33.

16) 本誌36頁

る。三年の試験期も無事終了し此調子ならば社會改良は易々としてなるが如くであつた。

然るに一七七四年以後、追々不平の聲が聞こえたのである。この不平の第一原因は收獲の減退である。一七七〇—一七七九年には、單一地租の實施せられざりし一七六〇—一七六九年に比し二二六七 *Maler* の減收を示したのである。更に次の表の示す負債の増加を第二原因に數へねばならぬ。

| | 私 債 (fl.) | 公 債 (fl.) |
|-------|-----------|-----------|
| 一七六九年 | 七、七九九 | 三、二二四 |
| 一七七六年 | ? | 六、九八九 |
| 一七七九年 | 九、一六四 | 八、〇二〇 |

單一税實施前の一七六九年に比し、實施後の負債の數字は悲しむべき結果を示してゐる。

一七七七年の調査では、經濟狀態そのものも左程悪くなく、又多少悪いにしても新制度採用とは無關係である事が明かにせられた。只負債の増加は否定し難き事實である。然しかゝる樂觀的の報告ありしに拘らず、舊制復興の要求は追々強くなつて來たのである。

一七八二年十一月には、動きのこれぬ悲觀的の報告がバーデン侯に齎されたので、Junker von Edelsheim を派遣して調査せしめた所が、益々其事實を確むるばかりであつた。而もバーデン侯は依然根本的整理をなし得なかつたのである。

其後單一税制破棄の要求絶ゆる事なく、一七九二年、一七九五年の改革によつて漸次舊態に復したのであつた。三十餘年繼續した此大事業は一八〇二年四月二十三日を以て全く廢止せられたのである。

x x x x

Balingen, Theningen の事情も大體これに類似してゐる。この兩村落には Dielingen 同様多數の租税(註二)が行はれてゐたのであるが、一七七〇年秋 Schlettwein の調査の結果に基き改革を行ふ事となつた。一七七一年三月六日附の布告により、村民の要望の下に「自然の秩序」は實施せられたのである。

(註一) Güter-, Kopf-, Häuser-, Vieh-, Fahrniß-, Gewerbe-, Präzipual-Schatzung, ordinäre und extraordinäre Landeskosten, Steuern, Volkgeld, Manumissions-Tax, Abzug, Abzugs-Pfund-Zoll, Rauchhühner, Taubengeld (Balingen 及び Theningen 及び Stüchgeid), Einschreibegeld von Geborenen und Gestorbenen, Zunftgeld, Tavernenzins, Wädegeld von Nonnenmachern 等 (Balingen 及び Theningen 及び Stüchgeid 及び Gelbroten-Zins) Bürgergeld, Hinterlassengeld, Taback-Regale, Natural-und Geld-Zehnten, Zinsen in Menge.

Balingen, Theningen に於て單一税實施の任に當つたのは Finner であつた。彼は一七七二年三月直に Balingen にて事業を始め、少し遅れて同年六月に Theningen にて改革に着手したのである。純收獲の算定方法は Schlettwein が Dielingen にて行つたのと大體同じであるが違つてゐる。

17) Emminghaus : a. a. O. S. 43.

所もある。

Dietingen とは異り、此所ではこの試みが實行せらるゝや否や反對の聲が起つたのである。一七七二年二月に始めて擧げられた不平の聲は益々擴大するのみである。一七七四年の「Junker」の報告により本案の失敗が明かにせられたが、バーデン侯は徹底的實行をも主張し得ず、又は之を全然拋棄するにも忍びず、姑息なる修正で満足したのであつた。

事態は遂に救済せられなかつた。單一税の税率の重き結果、土地を抵當に金を借りる事も出来なければ、さりとて土地を賣却する事も出来ない。かくて負債は日に増し Balingen の如き一萬 Gulden に上つたのである。村の負債を免れしむる事が此事業の目的の一つであつたのに、結果は寧ろ逆となつたのであつた。一七七六年以後漸次舊の如き税制に復歸したのである。

× × × × ×

此計畫の失敗の原因としては、種々の事實が數へられてゐる。最も重要なものは、「土地の純收獲」及びそれに課する單一地租の計算方法である。

「土地の純收獲」が何物であるかは、抽象論としては考へ得られるが、實際に於ては解決に困難なる問題である。バーデン侯もフキジオクラットの抽象論を闘はしてゐる時にはこの疑問が重要でなかつたが、單一税論を實施するとなると、最も解決に困つた様である。彼は、その最も尊敬

せる學者 Mirabeau に再三交通をして「土地の純收穫」の算定方法の教示を仰いだのである。而も Mirabeau は此一點に就てはバーデン侯に遂に要領を得たる答辯を與へず、或は此事が根本原因となつて此事業が失敗したとも云ひ得るのである。以上の三村落に於ける「土地の純收穫」は、極めて粗雑に且つ專斷的に算定せられたのであつた。例へば、糞及び飼料を凡て收入として計算せるに拘らず、他方經費の部にては——收場の場合を除き——肥料が擧げられてゐなかつたのである。更に、建築物についても、其利子及び元價償却が全く考へられてゐないのである。かゝる粗雑なる計算を基礎としたるが故に、本來ならば無数の等級を有すべき筈の「土地の純收穫」が僅か二三の等級に分れてゐるに過ぎない結果を來したのである。更に「土地の純收穫」の幾何を租税に徴收すべきやについても議論が分れ得るのである。純收穫の一定割合例へばその四分の一又は五分の一を徴收すべきか、又は其割合は其時其所の財政事情に基き自由に定むべきやの二つの立場がある。バーデン侯の場合は寧ろ後者を探つたのである。要するに「土地の純收穫」の算定方法が人爲的であり、更に「土地の純收穫」より單一地租を算定するのも專斷的であり、結局 Schlettwein の學説とは違つたものが出來たのである。

第二は租税の轉嫁關係を充分に考へなかつた事である。Bahlingen, Theiningen では單一地租採用後の方がその以前より租税徴收總額を増してゐるが、Diellingen に於ては返つて減少したので

ある。それにも拘らず、Bahlingen, Theningen 同様、Dietingen に於ても單一地租に耐え得なかつたのである。Schlettwein の説く所に従へば、「土地の純收獲」に課税する事は、やがて全社會階級に租税を適當に負擔せしむる事になるのであつて、社會全體より見て負擔が最も容易なる譯である。然るに事實が是を裏切つてゐるのは、單一地租の轉嫁關係が好都合に運ばなかつたのを示してゐる。

第三は單一地租を、一定期間内に、貨幣のみで、一度に徴收した事である。元來この三村落は未だ充分に貨幣經濟の洗禮を受けてゐなかつたのである。然るに經濟事情の進歩したる國と同一の方法を課税上に採用したる事は、非常な間違である、陳情書に曰く「公平にして且つ輕き租税を貨幣の形で一度に納付するよりも、寧ろ不公平且つ重き租税であつても實物の形で分割して納付する事を許される方が、農民を苦しめる事が遙に少いのである」と。實に眞を穿つた批評である。

第一、第二の非難は單一地租のものに對する問題である。第三の非難は課税技術上の問題である。單一地租の本質に觸れた缺點及びその技術上の短所が相まつて Dietingen, Bahlingen Theningen の實驗を失敗に歸せしめたのである。

第四 單一税の實現性

事實はこの通りである。啓蒙期の名君バーデン侯が、獨逸のフキジオクラット Schlettwein を起用し、當代の大學者 Mirabeau の忠言に従ひ、人民の要望を負つて「自然の秩序」を地上に實現せんとし、遂に失敗したのである。單一地租は Bahingen, Theingen にては僅か六年にして敗れ、Diellingen にては三十年以上維持せられたが遂に廢止の運命を見たのである。先づ此三村落にて實驗し、次いでバーデン全體に及ぼし、最後には全世界を理想郷に化せんとせしこの試みは、出發の第一歩に於て敗れたのである。

單一税論そのものに對しては、我國にも已に權威ある評論が發表せられ、又單一税論と複税論との長所を併せんとして綜合的奢侈税の案も考へられてゐるから、單一税論全般に關する批評は之を差控えて置かう。只バーデン侯の實驗を回顧するにつけ、單一税も之を實現するとなると種々の難問題に逢着するのを知るのである。考へられたる「土地の純收獲」は至極明瞭であるが、いざ實施するとなると、頗る人爲的にして且つ伸縮自在のものとなる。更に「土地の純收獲」に課税する事は源を課税するのであつて其負擔が全社會階級に及ぶ様に考へられるのであるが、事實上の轉嫁關係は必ずしも机の上の轉嫁關係と一致しない様である。更に考ふべきは、バーデン侯の實驗を滅ばしたるは、此等の本質的問題よりも寧ろ課税技術の方面だと云はれてゐるのであ

- 18) 神戸博士：租税通論 209頁以下 財政學要論 255頁以下
小川博士：租税總論 720頁以下
- 19) 神戸博士：消費税と社會政策 (財政問題 619頁以下)
綜合奢侈税の批評 (本誌十七卷二號)

る。貨幣納か實物納か、一時納か分割納かの如き、一見技術の末に過ぎざる事實が、この高價なる實驗の死命を制したのである。考へられたる租税論と實行せられたる租税論との距離を比較すると、教へられる所が少くない。

左黨の唱ふる所得單一税論も、最近その色彩が薄くなつた様である。假に獨逸について見るに、社會民主黨のギョルリツツ綱領(一九二一年)及び合同社會民主黨のニュルンベルグの實行綱領(一九二二年)は次の内容を有してゐる。

ギョルリツツ綱領「所得税、財産税及相続税の確保及増設。世界の變化と使用資本の生産力に適應せしむる事。遠親相続の場合に於ける國家の相続權、國家の分擔義務を受遺者の數によつて等級を立てること。遺税及資本隠匿を有効に追及すること。勞働力を愛撫し、その濫用的浪費に對しては重き責任を課すること。資本主義的企業財産に公の權力を關與せしむること」。

(嶺山學士譯)

ニュルンベルグの實行綱領「淵源課税と經濟的給付能力に應ずる負擔分配との原理に基づく根本的包括的財政整理。資本家的企業の收益に對する帝國の直接關與。遠き親等の場合に於ける帝國の相続權。相続財産の多少に應じて差等を附した帝國の相続分。滞税賦税及資本遁出の防止。投機利益、特に無償株並に新株割當に對する權利に對する最も峻嚴なる課税。爲替差益の全部的徴収に達する程度にまでの輸出税の引上げ。外國貿易管理所の有効なる統制による外國爲替の嚴格なる徴得」(森戶學士譯)

この最近の二綱領を、卒直に單一累進所得税相續税を主張しあらゆる間接税を破棄せんとしたアイゼナッハの綱領と比較すると、其間に五十年の歲月の流れ以上の差が存するを見るのである。最近の二綱領を見よ、單一の文字も間接税廢止の文字も發見し得ないのである。社會民主黨

20) Vorwärts, den 25. September 1921 高野博士：獨逸社會民主黨新綱領解説
嶺山學士：獨逸民主黨ゲールリツツ綱領 (國家學會雜誌第三十五卷第十二號)

21) Vorwärts, den 24. September 1922
森戶學士：最近ドイツ社會黨史の一齣

が政治上無力なりし時 單一所得税論をその綱領にかゝげ、獨逸の政黨中の第一黨となりし際にその綱領より單一所得税論を葬り去つた事を靜に考へれば、——勿論種々の説明が加へられてゐるが——「單一税の實現性」と云ふものに、或種の暗示を與へてゐる様である。フキジオクラットの單一地租論と左黨の單一所得税論とは其立論の根據及 其實現の方法を全く異にしてゐるが、課税物件を單數に求めんとする點に於て一致してゐる。而して前者はバーデン侯の實驗によりて失敗し、後者は左黨の勢力の増加すると共に綱領より消されたのである。此二つの事實は、或は凡ての單一税の有する共通の短所を暴露してゐるのでなからうか。

(註三) 英國の左黨の綱領に關しては大内教授著「現代イギリスの政治過程」に詳細に論ぜられてゐるから是に譲る。

租税論は、或種の科學と違つて之を試験管で實驗する事が出来ない、従つて單一税論についても、只頭の中で或は反駁せられ又は辯護せられてゐたのである。フキジオクラットの學者が「バーデンの集會で」「土地の純收獲」「自然の秩序」「單一地租」の議論を闘はしてゐたが如き、即ち考へられる單一地租論である。然るにバーデン侯は是に満足出来なかつたのである。「自然の秩序」を領内の人民に享受せしめんとし、それが爲めに「土地の純收獲」を如實に計算し、「單一地租」を實際徴收したのである。事は不幸にして破れたが、其眞劍なる態度は學問研究上教へる所が少くない。たとへそれが百五十年前の事實であらうとも、又それが南獨の小村落に於て不完全なる方法によりて行はれたとしても、單一税論の實驗を試験管中で試みる事の出来ない我等にとつては、バーデン侯の試みは貴重たる歴史的な事實である。(三六、一、一〇)